宇和島市総合防災情報管理システム構築及び運用保守業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、宇和島市総合防災情報管理システム構築及び運用保守業務(以下「本業務」という。)の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

宇和島市総合防災情報管理システム構築及び運用保守業務

(2)業務内容

別紙「宇和島市総合防災情報システム構築及び運用保守業務仕様書」(以下「仕 様書」という。)のとおり)

(3) 履行期間

構築業務 契約締結日 から令和4年3月31日まで 運用保守 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 提案限度価格

153,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

<内訳>

構築費 110, 155, 000 円

運用保守費 42,845,000円(60か月分)

※運用保守については、長期継続契約(予定)を別途締結するものとする。

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会 社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てがなされ ていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定によ る更正計画認可の決定を受けている者を除く。)。
- (3) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱 (平成 17 年告示第 12 号) に基づく入札参 加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成17年告示第97号)に基づ く入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 過去10年以内に、当市規模(人口7万人以上)の自治体において、総合防災情報 管理システムの導入実績があること。
- (6) 過去 10 年以内に、愛媛県災害情報システム又は他県における同等システムとの連携を伴う総合防災情報管理システムの導入実績があること。

(7) プライバシーマーク (Pマーク) 又は ISMS 適合性評価制度 (ISO27001) の認証を 取得していること。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和3年5月28日(金)
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和3年6月10日(木)17時まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和3年6月11日(金)
4. 参加申込書の提出期限	令和3年6月21日(月)17時まで
5. 参加資格の審査結果の通知	令和3年6月23日(水)
6. 提案書等の提出期限	令和3年6月28日(月)17時まで
7. 一次審査(書類審査)の実施	令和3年6月30日(水)
8. 二次審査(デモンストレーション)の実施	令和3年7月6日(火)予定
9. 二次審査(プレゼンテーション)の実施	令和3年7月7日(水)予定
10. 審査結果の通知	令和3年7月9日(金)予定
11. 契約の締結(システム構築委託)	令和3年7月上旬 予定
12. 審査結果の公表	令和3年7月上旬 予定

6 参加手続

- (1) 実施要領・仕様書等の配布
 - ① 配布期間

令和3年5月28日(金)から令和3年6月21日(月)まで

② 配布方法 宇和島市ホームページに掲載する。

(2) 質問の受付及び回答

① 実施要領等に係る質問は、「宇和島市総合防災情報管理システム構築及び運用保守業務プロポーザル質問書(様式1)」によるものとし、総務企画部危機管理課に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島市総務企画部危機管理課

E-mail: kikikanri@city.uwajima.lg.jp

電話番号:0895-49-7006

② 提出期限

令和3年6月10日(木)17時まで

③ 回答方法

令和3年6月11日(金)17時までに宇和島市ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書の提出

- ① 提出書類
 - ア) 参加申込書【様式2】
 - イ) 配置予定の業務責任者【様式 2-1】
 - ウ) 同種・類似業務の履行実績【様式 2-2(1)及び様式 2-2(2)】
 - エ) 添付書類(参加資格を証明する書類等)

< 注意事項 >

- ・様式 2-1 及び様式 2-2 については、それぞれ各自治体の実績ごとに提出すること。(自治体の規模の大きいものから順に3つ以内とする。)
- ・様式 2-1 における業務責任者の業務実績、様式 2-2 における同種・類似業務の履行実績を証する書類として、契約書、仕様書の写し等を添付すること。
- ・プライバシーマーク (Pマーク) 又は ISMS 適合性評価制度 (ISO27001) の 認証を取得していることが分かるものの写しを添付すること。
- ② 提出期限

令和3年6月21日(月)17時まで

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地 宇和島市総務企画部危機管理課

TEL: 0895-49-7006

④ 提出方法

持参又は郵送(提出期限内必着とする。)

⑤ 参加資格審査結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

(4) 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、別に定める「宇和島市総合防災情報管理システム構築及び運用保守業務プロポーザル提案書等作成要領」に基づき、提案書等を提出するものとする。

(5) デモンストレーション・プレゼンテーションの実施

本システムの操作性についてのデモンストレーション及び提出された提案書等 についてのプレゼンテーションを行う。

① 実施日時(予定)

デモンストレーション: 令和3年7月6日(火) 時間未定 プレゼンテーション: 令和3年7月7日(水) 時間未定

② 実施場所

宇和島市役所内会議室

③ 所要時間(予定)

デモンストレーション: 60 分以内(別途質疑応答 30 分程度) プレゼンテーション: 30 分以内(別途質疑応答 20 分程度)

④ その他

(ア) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ビデオ動画、WEB 会議又はそ

の両方によるデモンストレーション及びプレゼンテーションに変更となる場合がある。この場合は、本市が用意する WEB 会議に参加するほか、WEB 会議参加等に必要な端末やアプリケーションの設定、インターネット環境については、参加者にて手配すること。

- (イ) 二次審査におけるデモンストレーション及びプレゼンテーションの順番に ついては、原則、提案書等を受け付けた順とする。
- (ウ) デモンストレーション及びプレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。
- (エ) 詳細については、後日、別途通知するものとする。

7 受託候補者の特定

受託候補者は、別に定める「宇和島市総合防災情報管理システム構築及び運用保守業務プロポーザル評価基準」に基づき、一次審査及び二次審査を実施し、決定する。

8 審査結果

審査結果は、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての 異議申し立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。 なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称(五十音順)
- ③ 全参加者の点数(得点順)

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

10 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。 仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要 に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提 出した見積額と異なる場合がある。

なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合 には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ デモンストレーション及びプレゼンテーションの実施において、正当な理由な く欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと 認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに 辞退届(様式 6)を提出すること。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託 候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。) することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情 報公開条例(平成22年条例第25号)に基づき公開する場合がある。

13 担当部署・問い合わせ先

所 在 地: 〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

担当部署: 宇和島市総務企画部危機管理課危機管理係 担当: 山内

電話番号: 0895-49-7006 FAX 番号: 0895-24-6094

E - mail: kikikanri@city. uwajima. lg. jp